水産庁交渉について　　　　　　　　　　　　　　20100515 熊本一規

　2010年５月11日、上関原発計画に関して、水産庁と交渉を行ないました。

　交渉を通じて何が得られたかを明確にしておいたほうがよいので、以下、交渉の概要について記します。

**１．水産庁交渉**

時間：11:00-12:00

水産庁：長谷成人沿岸沖合課長、杉原正夫沿岸沖合課漁業調整官、佐藤友介沿岸沖合課免許調整係長、広野淳沿岸沖合課課長補佐、石川聡子沿岸沖合課沿岸調整班

 **論点：許可漁業者・自由漁業者への補償を漁協や管理委員会が受け取れるか**

　　応対した長谷課長は、浜本幸生氏の遺志を継いで、共同漁業権が総有の権利(入会権的権利)であることを守り抜こうとされている方で、私とほとんど変わらない見解の持ち主です(拙著『海はだれのものか』あとがき参照)。

　　補償を受ける者に関しては、次のような漁政部長通達があります(拙著142頁)。

①昭和47年９月22日漁政部長通達

埋立事業等に伴う漁業補償契約の締結にあたっては、組合は関係する組合員全員の同意をとって臨むよう指導されたい。

②昭和51年３月13日漁政部長通達

漁業協同組合が組合員の漁業に関する損害賠償の請求、受領及び配分を行うことは組合という社会的公益的組織体の存立目的の範囲内の行為であり、組合の行いうる業務には含まれると解する。

　　　また、この場合において、関係海面等においても漁業を行っている組合員からの委任行為が必要と解する。

　③昭和45年11月21日漁政部長通達

　　　配分委員会等で作成された漁業補償金の配分の基準は、漁業協同組合の総会の議決により正式に決定するものとする。なお、この配分基準については、個々の組合員からもこの配分の基準の内容に同意する旨の同意書の提出を得ておくものとする。

交渉では、②の通達を挙げて、「共同漁業権管理委員会が補償を受ける場合も同じことですね」と尋ねたところ、同意しました。これで、広島高裁判決と水産庁の見解が異なることは明確になりました。

最も大事なポイントですぐに同意が得られたので、あとは、おかしな判決が出ることでいかに迷惑を被っているか、如何にしたらそれを解決できるか、というような話になりました。長谷氏たちもおかしな判決で苦悩していることがおわかりになったと思います。

ただ、長谷氏は、埋立工事に駆けつけてそれを妨害するような行為は慎むべき、という趣旨の発言をしていました。私も同意見です。埋立工事を妨害するのでなく、埋立施行区域内で漁業を営めばよいのです。中電が工事に来たら、「漁業の邪魔をしないでほしい」と言えばよいのです。諫早湾で農水省の導流堤工事を止めたときもそのような方法をとりました。